

行政における再発防止等調査 特別委員会調査報告書

(国営笠岡湾干拓事業負担金の債権管理の
事務処理に関する調査)

令和5年12月

笠岡市議会

目 次

第 1	調査及び検査の趣旨	1
第 2	用語の解説	2
第 3	事実認定及び委員会判断	5
1	市長からの即時不納欠損の指示について	
2	負担金（元金及び延滞金）の滞納者への対応について	
3	即時不納欠損処理及び不納欠損時期の変更の実施について	
4	笠岡市債権管理マニュアルの遵守について	
5	債権管理の公平性・整合性について	
6	支払能力の確認について	
7	市長及び職員の裁量について	
第 4	総括	9
第 5	特別委員会の設置	11
1	設置決議	
2	特別委員会の名称	
3	特別委員会の定数	
4	委員長，副委員長及び委員の氏名	
第 6	調査事件	12
1	調査事項	
第 7	特別委員会の開催状況	12
第 8	証人喚問	13
1	証人として喚問した者，証言を求めた事項	
第 9	資料，記録の請求	14
1	法第 98 条第 1 項及び法第 100 条第 1 項で提出を求めた資料又は記録	
第 10	証言拒否等	15
1	証人の出頭拒否等の状況	
2	証人の証言拒否等の状況	
3	虚偽の証言，自白の状況	
4	記録の提出拒否の状況	
5	宣誓拒否の状況	
第 11	告発	15
1	告発の状況	
第 12	調査経費	15

おわりに

第1 調査及び検査の趣旨

国営笠岡湾干拓事業負担金（以下「負担金」という。）については、平成2年の笠岡湾干拓事業の完了に伴い、笠岡市が負担金の徴収を干拓地の入植者に対し行っているところである。

このたび、負担金の債権管理に関して適正に執行がなされていないのではないかとの疑念が生じたため、地方自治法（以下「法」という。）第98条第1項の規定に基づき「議会の検査権」を行使し、行政における再発防止等調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）で調査を行っているところである。

負担金の徴収に関して、特別委員会から執行部に資料請求し、提出された公文書によれば、担当課は、生活困窮による停止事由により、滞納処分の執行停止を令和5年度末に行う即時不納欠損を行うこととしていた。

しかしながら、その後の公文書によれば、滞納処分の執行停止にかかる不納欠損時期を執行停止3年後に変更を行っている。①今回のように生活困窮による執行停止で過去に即時不納欠損を行った例がない。②通常執行停止では、停止後3年間財産調査を行いながら納付資力を見極め、資力無しと判断されれば不納欠損としている。この2点を変更事由となっている。

即時不納欠損としてこのまま進めるべきかを、市長と担当課が協議し、現時点で執行停止に該当する案件でも、納付資力が回復する可能性は否定できないため、即時不納欠損処理ではなく、3年後不納欠損処理とすることが決定された。

市長は、これまでも、財源の確保のため収納対策を積極的に行っていることは、議会の答弁などでも明らかであるが、負担金の滞納整理に関しては、方向転換したととれるような延滞金徴収の見直し、即時不納欠損処理実施の指示を行っている。

また、即時不納欠損処理は、前例がないにもかかわらず行おうとしていた。

このたびの市長の負担金の債権管理に関する方針転換、前例のない負担金の即時不納欠損処理、執行停止要件とした資力の有無や生活困窮とした根拠などの疑念が検査権の行使によっても払拭できないため、さらに、法第100条第1項の調査権を行使して、どのような過程・背景で行われたのかを明確にするために、令和5年12月定例会初日においてその権限が特別委員会に委任された。

さらに、議会は法第98条第2項の規定による監査委員による監査も求めている。

この報告書は、法第98条第1項の検査権及び法第100条第1項の調査権に基づき検査及び調査を行った結果によるものである。

第2 用語の解説

「国営笠岡湾干拓事業負担金」

笠岡市が、笠岡市国営笠岡湾干拓事業負担金徴収条例に基づき、平成2年度から徴収している。

徴収する負担金は、支払期間（据え置き期間を含む。）を25年、据え置き期間を3年、利率を年6.5パーセントとする元利均等年賦支払いの方法により徴収を行うことになっている。

延滞金利率：平成5年～平成25年	年率14.6パーセント
平成26年	年率9.2パーセント
平成27年～平成28年	年率9.1パーセント
平成29年	年率9.0パーセント

「強制徴収公債権」

強制徴収公債権とは、裁判所の力（債務名義）によらず、自らの力（強制徴収）により差し押さえなどの債権回収ができる権利が与えられている公法上の債権のことをいう。

笠岡市では、この負担金が該当するほか、市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料が該当する。

「滞納処分」

滞納処分とは、強制徴収公債権において、納付すべき者が納期限までに納付せず、かつ、督促により納付を催告してもなお納付しないときに、自力執行権により滞納者の財産を差し押さえ、当該財産を公売により換価し、その換価した額から徴収する行政処分のことである。

「滞納処分の停止」

滞納処分の停止とは、一定の要件に該当する場合に、滞納処分の執行を停止する制度である。

滞納処分を行うなかで、債務者に財産がないと判断したとき、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法第15条の7第1項）。また、執行停止後3年間経っても停止要件に該当する事実に変化がない場合、消滅時効の経過を待たず消滅する（地方税法第15条の7第4項）。

「不納欠損」

不納欠損処分とは、収納がないにもかかわらず徴収事務を終了させる決算上の処分である。

「即時欠損」

即時欠損とは、滞納処分の執行を停止した場合で、徴収金を徴収することができないことが明らかなきは、徴収金を納付する義務を直ちに消滅させることができることをいう。
(地方税法第15条の7第5項)

「債権管理台帳」

債権管理台帳とは、債権管理を適正に行うために、債権の名称、債務者の住所及び氏名、債権の金額、納付状況、対応状況など、返済や支払いの実績、督促状の発布、文書催告、納付相談、電話催告、臨戸訪問等の内容を遅滞なく記録し、債権者ごとにファイル管理する台帳をいう。台帳は、定期的に点検し、記録内容に不備や漏れがないよう適正に管理を行う。「折衝記録」も同様な役割を持っている。

「地方税法」(抜粋)(滞納処分の停止の要件等)

第15条の7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- ① 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- ② 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- ③ その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 地方団体の長は、第1項第2号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

「国税徴収法」(抜粋)(滞納処分の停止の要件等)

第153条 税務署長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

① 滞納処分の執行及び租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収(以下この項において「滞納処分の執行等」という。)をすることができる財産がないとき。

② 滞納処分の執行等を行うことによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

③ その所在及び滞納処分の執行等を行うことができる財産がともに不明であるとき。

2 税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 税務署長は、第1項第2号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

第3 事実認定及び委員会判断

1 市長からの即時不納欠損の指示について

事実認定

令和5年1月（日時不明）に、市長に収納対策課が市税を含め収納状況を説明する際、負担金の延滞金が、2億数千万円未収であること的事实を受け、市長は、「ちゃんと整理するよう指示を行った。」と述べている。（令和5年11月9日開催 全員協議会発言）

さらに、「延滞金は、延滞利息が高く、農業は季節性の問題で返済できない場合もある。」「延滞金だけで2倍になるケースもある。」などの見解も述べている。

この延滞金の整理を行うことの指示により、収納対策課はその処理方法を検討し、令和5年3月2日起案の伺い（市長決裁）により、今後の負担金の延滞金徴収の取扱いの方針を定めた。

要件は、元金完納者は、財産調査を行い、営農に関する財産（不動産等）を除き、日常生活に関係のない特段の財産が確認されない限り、生活困窮及び即時欠損を適用し、延滞金残額を全額免除を、同年3月4日（決裁日）を基準として行うものとしている。

令和4年度から令和5年度の課長引継書においても、市長は元金の納付が遅れながらも完納すれば、延滞金は徴収する必要はないとの考えを示しているとの事項の記載もある。

委員会判断

延滞金の整理を行うよう市長からの指示があったことは、全員協議会の発言や関係する公文書からも明らかである。

その指示に適合するよう基準を定め運用することとしている。

通常行われている不納欠損処理を市長が認識していないことが、課長引継書から推測される。

2 負担金（元金及び延滞金）の滞納者への対応について

事実認定

元金滞納者については、元金が完納まで徴収を進め、延滞金のみ滞納者は、執行停止を検討し、延滞金免除の手続きを進める方針としている。（令和5年3月2日起案の伺い）

委員会判断

負担金は、元金だけではなく、延滞金も含まれる。方針として、負担金の滞納者に対して、元金及び延滞金が残っている者と元金は完納し延滞金が残っている者とは異なる徴収の処理を行うこととしている。

3 即時不納欠損処理及び不納欠損時期の変更の実施について

事実認定①

滞納者4名について、財産調査を実施し、生活状況が困窮していることにより、今後徴収見込みがないため、令和5年6月30日（公文書の決裁日）をもって執行停止を行い、即時不納欠損を行うこととしていた。

しかしながら、「折衝記録」には、滞納者に即時不納欠損の実施についての連絡をしてきたにもかかわらず、連絡を行ったことの記載をしていない。

事実認定②

今後の徴収見込みがないことから、即時不納欠損処理の手続きを進めていた。しかしながら、「今回のように生活困窮による執行停止で過去に即時不納欠損を行った例がなく、また、通常執行停止では、停止後3年間財産調査を行いながら納付資力を見極め、資力無しと判断されれば不納欠損とするということになっているため、即時不納欠損としてこのまま進めるべきかどうか、市長室で協議を行った。協議の結果、現時点で執行停止に該当する案件でも、納付資力が回復する可能性は否定できないため、即時不納欠損処理ではなく、3年後不納欠損処理とすることになった。令和5年8月8日（公文書の決裁日）」と、不納欠損時期を3年間延長することを行っている。

「折衝記録」では、即時欠損にする理由が法的にないため、通常どおりの3年どおりで処理するという方針や即時ではなく法律の規定どおり3年どおりとすることを伝えたとの記載もある。

委員会判断

即時不納欠損を過去行った例がないことや法的に理由がないにもかかわらず実施をしようとしたこと、時期を延長し変更を実施したことの経過が明らかになった。

また、「折衝記録」に、債務者との重要な連絡の記載の不備や後で見て誤った認識を与えるような記載など、「折衝記録」の重要性についての認識が稀薄である。

4 笠岡市債権管理マニュアルの遵守について

事実認定

笠岡市債権管理マニュアル（以下「債権管理マニュアル」という。）は、債権管理事務を適正に行うために、平成29年4月（令和2年11月改訂）策定している。債権管理マニュアルには、債権の基礎知識や強制徴収公債権の管理などの項目を定め、これに沿って、債権を抱えている担当課が公債権や私債権の管理を行うこととしている。

債権管理台帳は、債務者との納付状況、対応状況などの折衝の内容を遅滞なく記録するとともに、台帳を定期的に点検し、記録内容に不備や漏れがないようにすることや、監査委員による監査や議会の検査権による検査の対象となることから適正に管理することとしている。

委員会判断

債権管理マニュアルを自ら定め、負担金を含む強制徴収公債権などの債権を適正に管理することとしているにもかかわらず、折衝内容についての債権管理台帳への未記載や議会の検査権の対象となる認識の欠如などが明らかになった。

5 債権管理の公平性・整合性について

事実認定

負担金の債権管理の方向性を、市長は変更することとしている。

市長は、負担金の延滞利息により年数が経過すると元金の倍に、負担金が膨れ上がるためもあり、整理を行うよう指示を行ったとの証言も行っている。

負担金の債権管理については、過去には、滞納処分により干拓地を離れ、農業から撤退した者もいたことも判明している。

「2 負担金（元金及び延滞金）の滞納者への対応について」にも述べているが、元金滞納者と延滞金のみ滞納者と異なる債権の管理を行うこととしている。

また、「3 即時不納欠損処理及び不納欠損時期の変更の実施について」でも、事実認定を行っているが、即時不納欠損処理について、前例がないにもかかわらず行おうとしていた。

委員会判断

事実認定からも明らかなように、過去の延滞者、現在の延滞者においても、債権管理の公平性や整合性が損なわれていることは明らかである。

また、滞納金の多寡にかかわらず、公平に公正に滞納処分を行わなければ、負担金だけではなく、公債権や私債権の債権管理との整合性が図れないのは明らかである。

6 支払能力の確認について

事実認定

滞納処分の停止を行うには、債務者の財産調査を行い、債務者に支払うだけの財産がないことによると、地方税法や債権管理マニュアルにも規定されている。

負担金の徴収は、岡山県市町村税滞納整理組合（以下「整理組合」という。）にも委託をしており、過去の決算説明書からも約300万円を1年間に徴収をしていた実績も確認ができていますが、令和5年1月に、そのうち1件の継続的に納付をしていたと思われる事案を、整理組合の委託から解除している。

委員会判断

滞納処分の停止措置を行うにあたり、財産調査を短期間で行っていることや、継続的な納付を行っているにもかかわらず、整理組合の委託解除を行っていることは、支払能力の確認を十分に行うことの財産調査を行っていたかは、委員会の調査では明らかにできないままである。

7 市長及び職員の裁量について

事実認定

不納欠損処理を行う事案の延滞金は、資料から推測すると1億円以上と思われる。市長からの指示により、その処理を行うこととしている。また、財産調査により、その支払い能力の有無の確認を行い、職員の裁量により判定を行っている。

さらに、地方税法第15条の7や国税徴収法第153条で規定されている「滞納処分の停止の要件」を満たせば、職員の裁量により滞納処分の停止は行うことができる。

このたびの停止事由は、生活困窮によるとされている。

委員会判断

不納欠損処理を行う判断が、地方税法や国税徴収法をよりどころにしているが、その事由の判断となる基準があいまいで、不納欠損を行うか否かは、市長及び職員の裁量によるものであり、その権限は大きなものである。

第4 総括

特別委員会は、請求した資料及び記録及び関係人に対する証人喚問並びに全員協議会の発言を基に調査及び検査し、次のとおり総括する。

負担金の滞納金の即時不納欠損処理がどのような背景で行われたのかは、地方公務員法第34条及び地方税法第22条の守秘義務の規定や個人情報保護の観点から、資料の大部分が非開示（黒塗り）で滞納関係の情報の開示が控えられた。

しかしながら、請求した資料や証言から、負担金の債権管理に関する事実が明らかになったことから、市長に対して次のことを求める。

債権管理マニュアルを定めている事務処理を行っていない箇所やマニュアル自体を正しく理解していない事案を確認できている。債権管理マニュアルを遵守するとともに、市が所有する公文書は公開が原則である。しかし、個人情報には十分留意し開示を行うことが求められているにもかかわらず、開示されておらず、求められた公文書の開示が行われたのかを検証することを求める。

このたびの即時不納欠損処理を行おうとしたことは、負担金の延滞金の整理を行う市長の指示のもと行われたことが、全員協議会での発言や資料からも明確になった。この市長の指示が起点となったものである。

収納対策課は、延滞金のみ滞納者について即時不納欠損処理を行うことや元金が残っている滞納者についてはそのまま納付を求めるなど、市長の指示に適合するよう、処理を行うこととした。

また、負担金の即時不納欠損処理は、地方税法などに行うことは規定されているが、今まで行ったことがない、前例のない処理を適用しようとしてことが、資料などの記載からも明らかになっている。

そうした中、外部からの指摘により、不納欠損時期を3年間延長する処理を行っている。

こうした状況は、令和4年9月に市議会に報告があった「農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する調査特別委員会調査報告書」（以下「農業振興施設調査報告書」という。）で指摘をした、市長による圧力が職員の業務に影響を与えていることがこのたびも繰り返され、前例のない即時不納欠損処理を行おうとしたことにつながったと言わざるを得ない。

このことは、農業振興施設調査報告書においても同様なことを指摘しており、一向に改善されていない。市長は、農業振興施設調査報告書を、再度、目を通し、いかなるハラスメントの撲滅も徹底し、規律ある風通しの良い職場を醸成することを認識すべきである。

また、延滞金のみ滞納者について即時不納欠損処理を行おうとしたことは、負担金の徴収に関して、市長の掛け声のもと積極的に行い、過去には元金及び延滞金を含む負担金の

滞納整理により干拓地から離農をした入植者も存在する事案もある。このような方針転換は、負担金の徴収だけではなく、市税などの強制徴収公債権等の徴収に対しても、公平性や整合性を揺るがす事態である。

負担金を含む強制徴収公債権や私債権などの債権管理については、公平性をもって行い、過去に行ってきた事務処理との整合性を図り、誰もが安心して納得して納付できるよう、適正に適切に行うべきである。市長は、自身の方針転換がこのような事態となったことを自覚すべきである。

延滞金の徴収等の職務権限は「徴税吏員」（収納対策課職員）委任されているが、市長の指示による混乱、公文書の決裁区分の相違など、責任の所在が不明な点も見受けられており、今後、このような適切とは言い難い処理を行うことがないように、滞納処分を行うことにあたり責任の所在を明確にすることも求める。

不納欠損処理を行うための財産調査による納付資力の有無の判断は、地方税法や笠岡市税条例に規定されている「徴税吏員」（収納対策課職員）の経験に基づく裁量によることが明らかになった。

また、1億円以上とみられる延滞金が市長の指示のもと、市長の裁量により消滅ができることは、地方税法や国税徴収法の規定から実施し、問題はないとの見解であった。このような本来徴収すべきであった公債権を徴収しないことは、自身が掲げている自主財源の確保の方向性とは異なる方向でもある。

強制徴収公債権を不納欠損することを公表しないことは明らかに問題であり、個人情報に留意し公表すべき方策を検討するよう求める。

このような強制徴収公債権の即時不納欠損処理や執行停止の処分を行うにあたり、市長及び職員の裁量については、大きな幅があり、これが適正であるのかの判断については、本委員会での検査及び調査では限界があり、場合によっては、司法によりその判断を委ねる必要があると言わざるを得ない。

第5 特別委員会の設置

1 設置決議

令和4年第5回笠岡市議会9月定例会（令和4年9月28日）

「議案提出における再発防止確証特別委員会」を設置

令和5年第7回笠岡市議会9月定例会（令和4年9月28日）

「委員会の名称，目的の変更及び調査事項の追加」

「事務検査の委任」

令和5年第8回笠岡市議会12月定例会（令和5年11月29日）

「調査権の委任の申出」

2 特別委員会の名称

行政における再発防止等調査特別委員会

3 特別委員会の定数

7人

4 委員長，副委員長及び委員の氏名

委員長 原田 てつよ

副委員長 齋藤 一信

委員 大月 隆司

委員 栗尾 典子

委員 仁科 文秀

委員 藤井 義明

委員 山本 聡

第6 調査事件

1 調査事項

国営笠岡湾干拓事業負担金の債権管理の事務処理に関する調査

第7 特別委員会の開催状況

回数	開催日時	内容
第1回	令和5年9月28日(木) 午前10時24分～ 午前10時26分	地方自治法第98条第1項の規定による事務検査の発議「議会の検査権」について
第2回	令和5年9月28日(木) 午前11時40分～ 午前11時58分	国営笠岡湾干拓事業負担金の債権管理に関する請求資料について
第3回	令和5年10月20日(金) 午前9時30分～午前11時1分	提供資料の内容検証について
第4回	令和5年11月24日(金) 午前9時24分～午前10時43分	地方自治法第100条第1項の規定による調査権の委任及び調査経費について 地方自治法第98条第2項の規定による監査及び結果報告の請求について
第5回	令和5年12月1日(水) 午前9時30分～午前10時6分	今後の委員会の進め方(日程, 証人尋問, 議事の公開)について
第6回	令和5年12月6日(金) 午前9時31分～午後7時29分	証人尋問(9名) (秘密会で開催)
第7回	令和5年12月15日(金) 午前9時27分～午後0時41分	報告書(案)について
第8回	令和5年12月19日(火) 午前9時53分～午前10時38分	報告書(案)について

(参考) 議案提出における再発防止確証特別委員会の開催状況

回数	開催日時	内容
	令和4年9月28日～令和5年9月26日	計7回開催
	令和5年9月28日	調査事項に「笠岡湾干拓事業に関する債権管理について」を追加することに伴い、特別委員会の名称を及び目的の変更。

(参考) 笠岡湾干拓事業に関する債権管理についての全員協議会の開催状況

回数	開催日時	内容
	令和5年11月9日(木)	午前9時30分～午後0時1分
	令和5年9月26日付け	議長及び議員宛に提出のあった「国営笠岡湾干拓事業負担金滞納者に対する執行停止について」の文書について、市長等から説明を求めるため開催。

第8 証人喚問

1 証人として喚問した者、証言を求めた事項

令和5年12月6日

氏名(役職等)	証言を求めた主な事項
石原博貴(岡山市町村税整理組合主幹)	笠岡湾干拓事業に関する 債権管理について (秘密会での開催)
大友久典(生活福祉課長・元収納対策課長)	
中山誠太郎(税務課長・元収納対策課長)	
虫明賢次(協働のまちづくり課長・前収納対策課長)	
藤代幸弘(教育総務課長補佐・前収納対策課長補佐)	
井上信二(収納対策課長補佐)	
田中一輝(収納対策課主事)	
三好浩史(収納対策課債権収納係長)	
平野匡規(収納対策課長)	

第9 資料、記録の請求

1 法第98条第1項及び法第100条第1項で提出を求めた資料又は記録

請求先	請求日	請求資料又は記録	提出日
笠岡市長	令和5年 9月28日	国営笠岡湾干拓事業負担金に関する書類 (債権管理台帳の写し、折衝記録、起案文書等)	令和5年 10月12日
笠岡市長	令和5年 10月25日	令和5年10月12日付けで提供のあった「起案用紙」11件に関する「起案日」「決裁日」「完結日」「文書番号」「分類記号」「ファイル名」「保存期間」の開示について等	令和5年 11月7日
笠岡市長	令和5年 11月13日 及び14日	国営笠岡湾干拓事業負担金に関して、過去5年間(令和元年度から令和5年度まで)に、岡山県市町村税整理組合にその滞納整理を委託したことがわかる書類等	令和5年 11月22日
笠岡市長	令和5年 11月15日 及び17日	国営笠岡湾干拓事業負担金に関する「折衝記録」の「日付」が守秘義務事項に該当すると の見解を示す、笠岡市顧問弁護士からの文書等	令和5年 11月28日
笠岡市長	令和5年 11月28日	令和5年11月9日の全員協議会で答弁のあった現在の債務者の人数と、令和5年10月12日付けで公文書の提供があったもののうちの「干拓負担金返納者調書」の枚数分 の人数が異なる理由等	令和5年 12月5日

(参考) その他、笠岡市長から提出があった資料

提出日	資料
令和5年9月26日	国営笠岡湾干拓事業負担金滞納者に対する執行停止について
令和5年11月24日	国営笠岡湾干拓事業負担金滞納者に対する執行停止等についての補足説明

第10 証言拒否等

- 1 証人の出頭拒否等の状況
なし
- 2 証人の証言拒否等の状況
なし
- 3 虚偽の証言, 自白の状況
なし
- 4 記録の提出拒否の状況
なし
- 5 宣誓拒否の状況
なし

第11 告発

- 1 告発の状況
なし

第12 調査経費

令和5年度 40万円以内

調査に要した額 (概算)

節	説明	概算額 (円)
委託料	議事録成文委託料	350,000
	本会議会議録データ整理委託料	50,000
合計額		400,000

おわりに

法第98条第1項及び第100条第1項の権限が委任される事案が、令和3年に続き、生じたことは大変遺憾である。

市議会では、法第98条第2項の規定により、第三者機関である監査委員に対し、このたびの事務執行並びに処理決定に至るまでの過程・背景について監査を請求しており、監査結果を待つこととしたいと思う。

収納業務を携わる収納対策課の職員におかれては、常日頃、本市の自主財源としての市税などの納付啓発などに奔走していることに対して敬意と感謝を申し上げる。

また、特別委員会の検査及び調査に格段の御理解と御協力をいただいた全ての関係者の皆様に心より感謝申し上げます。